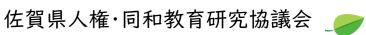
研究のビジョン 2024

(案)

Ι	はじめに	~ 知識から認識、	そして行動へ ~	p36
п	具体的な課是	<u> </u>		
	I 人権啓発(社·	会教育)		
	(1) 県民の人権認	識と行動力を高める人権の	の学びづくり	р39
	(2) 人権の学びを	あらゆる立場、あらゆる†	世代に	p40
	(3) 人権の視点に	立った行政の推進	••••••	p41
2	2 人権教育			
	(1) 人権が尊重さ	れる環境づくり		
	①職員研修の強	館化・充実	•••••	p43
	②子ども支援体	×制の強化・充実	•••••	p47
	(2) 人権が尊重さ	れる人間関係づくり		
	①安心感や信頼	頁感を育む人間関係(仲間) づくり	p49
	②いじめや差別]を乗り越えることができ	る集団づくり	p49
	(3) 人権が尊重さ	れる学習活動づくり		
	①差別を乗り起	述えるための確かな認識と	展望を育む人権学習づ	< ηp52
	②生き方に出会	い、行動力を育む学習の	場づくり	p54
;	3 人権のまちづ	< 1)		
	(1) 法律や制度を	活用した人権ネットワーク	クづくり	p59
	(2) 地域ごとのネ	ットワークとチームワー:	クづくり	p59
ш	おわりに ~	行動すれげ 仲間け増え	. Z ~	n60







I はじめに

~ 知識から認識、そして行動へ ~



差別解消条例の 初適用(国内)

2024年3月、差別解消に向け、自治体が人権課題への対応を行いました。三重県の教職員が、自身が購入した土地が被差別部落だったとして、取引業者へ契約解除を求めたことを巡り、三重県は第三者委員会を設置し、この教職員に対し、知事が差別をやめるよう促す「説示」を行いました。三重県の条例は、差別解消のために知事の勧告などを明記した都道府県が(2022年)設けた条例で、初めての適用です。

佐賀県の

人権条例

わたしたち佐賀県においても、2023 年3月、「全ての県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例(以下、「県新条例」という。)」が制定されました。部落差別(同和問題)をはじめとする人権に関する問題が複雑多様化し、特にインターネット上の誹謗中傷や差別を助長する投稿などが本県でも大きな課題となっていることから、1998 年(平成 10 年)に制定された「佐賀県人権の尊重に関する条例」を大幅に改訂する形でこの「新条例」が制定されました。

知識から認識、 そして 行動へ

県新条例がめざす、人権が尊重される社会づくりを推進するためには、すべての県民が人権課題について、知識のみに留まらず、正しい認識にもとづいた**行動**することが必要です。2023 年度に学校現場において差別事象が発生してしまった課題の背景として、"差別事象の課題や課題克服のための学習についての情報が、全教職員に届いていないのではないか"と総括しました。

学びを すべての世代へ

さまざまな人権課題についての認識をアップデートする研修や、経験年数が少ない教職員への研修機会の確保をめざして取組んでいきます。具体的には、佐同教ホームページを定期的に更新し、課題克服のための学習についての情報を、より多くの会員へ発信していきます。また、参加対象を絞った研修や、関係機関・団体と連携した研修を企画するなど、すべての世代への学びを届けることをめざします。

夜間中学の設立

2024年4月、本県初の夜間中学(彩志学舎)が開校しました。夜間中学は、国籍や年齢を問わず、様々な理由によって義務教育を修了していない方や、不登校などで十分な教育を受けられなかった方などの学び直しのためのものです。中学校の学びを提供するだけの夜間中学では、不十分です。その後の進路までをいかにサポートできるか、問われています。県教育長は、「学びたいという志を持って、それぞれの目標に向かう人たちを応援できる学校にしていきたい」と述べています。

SDGsの実現 と人権

2015年、国連サミットにおいて、SDGs「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。世界人権宣言の精神を引き継ぎ、その前文で「誰も置き去りにしない(Leave No One Behind)」との人権の理念を掲げています。特に、人権との結びつきが強いものとして、目標 I 「貧困をなくそう」、目標 3 「すべての人に健康と福祉を」、目

SDGsの 実現と人権 標4「質の高い教育をみんなに」、目標5「ジェンダー平等を実現しよう」、目標8「働きがいも経済成長も」、目標10「人や国の不平等をなくそう」、目標16「平和と公正をすべての人に」です。

日本国内においても、当然重視されてきていますが、現在でも、女性や子ども、「障がい」、ホームレス、性的マイノリティや外国人などに対する人権侵害は解決できていない問題です。一人ひとりが正しい知識と認識をもって、人権に配慮することが大切であり、SDGs達成のためには、差別を「なくす」行動が必要不可欠です。

まずは、 差別の現状を 「知る」 ↓ なくすための 「行動」へ

差別を「なくす」ためには、まずは「知る」ことから始まります。しかし、差別の現状を「知る」だけでは、差別はなくなっていきません。多くの人々が、見て見ぬふりをする態度の背景には、他者が抱えている問題への無関心さ、自分が被害者になることへの恐れ、優勢な力に対する従順さ、集団への同調志向などが横たわっています。

差別を「なくす」ためには、周囲の人々が、何かしら「行動」を起こすことです。「知る」ことによって得た情報(知識)を、正しく「認識」し、それを「行動」することによって、差別はなくなっていきます。認識と行動は、相互作用です。その人がどのように認識しているのかは、行動によって視覚化されていきます。つまり、「知識から認識、そして行動」の過程が、差別をなくしていくポイントです。過去、私たちの先達は、いくつかの人権課題について、共に行動することによって、改善してきた実績があることを忘れてはなりません。

以上のようなことをふまえ、佐同教は、すべての県民がさまざまな人権課題について「**知識から認識、そして行動へ**」と促す取組をめざします。具体的な課題については、 以下に述べていきます。

I 人権啓発(社会教育)

人権教育・

啓発の土台 (国の方針) 1965年、「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である。」という国の同和対策審議会の答申が出され、1969年には「同和対策事業特別措置法」(以下、「特措法」と呼ぶ)が施行され、部落差別を解消するためのさまざまな行政施策や同和教育の推進が全国的に進められました。時限立法であったこれらの特別措置法が 2002年に期限切れを迎えることに備え、国は 2000年に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(「人権教育・啓発推進法」)」を施行し、それまで積み上げてきた同和対策事業を新たな人権教育・啓発として発展させていくという方針を打ち出しました。そして、この法律に基づき、法務省が「人権教育・啓発に関する基本計画」を 2002年に策定し、これがこの国の今の人権教育・啓発の土台となっています。その後も、差別解消と人権確立をめざすさまざまな法整備が進んできました。2016年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(「障害者差別解消法」)」「本邦外出身者に対する不当な差別の解消の推進に関する法律(「障害者差別解消法」)」「本邦外出身者に対する不当な差別の解消の推進に関する法律(「で落差別解消推進法」)」といういわゆる「差別解消三法」が施行されています。

佐賀県の方針

本県においても、1969年の特措法に基づき、部落差別の解消に向けたさまざまな施策が実施されました。1998年には「佐賀県人権の尊重に関する条例」が制定され、1999年に「佐賀県人権教育・啓発基本方針」が策定されました。2023年には、1998年の条例制定から、四半世紀が経過していることや、依然として人権課題が存在していること、さらに情報化の進展により特にインターネット上での不当な差別等が大きな課題となっていることから、県新条例が制定されました。

条例の前文には、人権課題は自分事であることや、課題解決はたゆまぬ努力が必要であると記しています。第2条には、「行政のあらゆる分野において、人権施策を実施する」と定められており、まさにこの具現化が求められています。

また、現在、県新条例に基づいて、「佐賀県人権施策基本方針」が策定されています。 このことについても、県民に対しての内容の周知徹底が求められています。

市町における 人権教育・啓 発のために

県内 20 の市町においては、1995 年から 2007 年の間に、すべての市町で人権の擁護に関する条例が制定されています。(伊万里市では、2020 年に「部落差別解消推進法」に対応した条例の改正が行われました。)また、2011 年の「戸籍謄本等の不正請求事件(「プライム事件」)」において県内でも被害が発生したことを受けて、戸籍の不正取得を防ぐ「本人通知制度」が現在すべての市町で整備されています。このような市町の取組は、全国的にも誇りうるものです。しかしながら、独自の「人権教育・啓発基本方針」を策定している市町は半数にも満たず、これが「市町間の取組の格差」=「地域住民の人権の学びの格差」となっています。今後、すべての市町での基本方針策定をめざすとともに、これまで以上に市町間の情報共有と連携を促進し、人権の学びの格差の解消と人権啓発(社会教育)のさらなる充実を実現していきましょう。

(1) 県民の人権認識と行動力を高める人権の学びづくり

人権の学びを 届けることは 行政の責務 情報社会となり、インターネット上にはあらゆる情報があふれています。その情報は 決して正しいもの、正確な情報であるとはいえず、フェイクニュースや誹謗中傷、差別 的な情報も数多く含まれています。正しく学ぶ機会がなければ、間違った情報に流され、 いつ被害者や加害者になってもおかしくない状況にあります。正しい情報を伝え、確か な人権の学びを保障していくことは、県民の安心・安全を守る行政としての大きな責務 です。

県民に届ける べき人権の学 びとは… 県民に届けるべき情報や人権に関する学びは、法務省の人権課題に沿って多岐にわたっています。昨年3月の県新条例を受けての今年2月議会で制定された「佐賀県人権施 策基本方針」には、以下のような 17 の人権課題が提示されています。

5:障害者 6:外国人 7:感染症患者等 8:犯罪被害者等

9:性的指向・ジェンダーアイデンティティ(性自認) 10:その他

これらの人権課題について、正しい情報や学びを届ける責務があるのです。

資料・教材

づくり

法制度の周知

多岐にわたる人権に関する情報や学びを県民に届けるためには、よりわかりやすく自分にとって大切な情報と感じてもらえるような資料や教材づくりが不可欠です。また、より確かな情報を届けるためには、実際に人権課題の解決に取り組まれている方や関係機関・団体との連携も不可欠です。さらに、ここ数年の研修のオンライン化の工夫も、継続・発展させていくことが重要です。

2024 年度は、2021 年にスタートした性の多様性を尊重する「佐賀県パートナーシップ宣誓制度」や国の「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律」(以下、LGBT 理解増進法)の制定など課題別取組みの強化や周知の徹底が必要です。

充実した人権 の学びを届け るためのシス テムづくりを このような資料づくり・教材づくり・研修プランづくりを、それぞれの市町が独自で行うことは、人的・物理的にも難しく、内容の充実を図る上でも非効率です。そこで、2022 年度から取り組んでいる佐同教社会教育部、県対策課、人権啓発センターさが、県人権・同和教育室等との連携を強化し、「社会教育・啓発カリキュラム(仮)」の策定など、資料・教材・研修プランの開発と共有ができるようなシステムづくりをめざしていきたいと考えます。

まずは、佐同教ホームページに開設した資料・教材の活用と充実を図ります。

新たな人権の 学びの様式を 広げる 人権啓発(社会教育)の課題として、常に挙げられてきているのが、"研修参加者の固定化"です。県基本方針がめざす「人権の学びをあらゆる立場、あらゆる世代に届ける」ということが、今なお実現できていません。しかしながら、2020年度以降、新型コロナ・ウイルス感染症予防の工夫として、YouTubeなどインターネットを活用した情報発信、オンラインで県外の講師とをつないだ講演会の実施、地域のケーブルテレビと連携した情報発信、自主制作DVDを活用した情報発信など、各市町で新たな方法が次々と模索されてきています。これまで取り組まれてきた広報誌の活用、街頭啓発、チラシの配布、パネル展示等と組み合わせていくことにより、人権の学びが届く対象を飛躍的に広げる可能性を秘めていると思われます。

発信手法や 配信機材の 活用 このような取組を広げていくためには、取組の内容を共有するだけでなく、発信ノウハウや機材の共有なども必要になっていくと考えられます。本会においても、2020 年度よりオンライン配信機材やソフトウェアの購入、配信技術・ルールの習得などに取り組んできています。前項(I)の「充実した人権の学びを届けるためのシステムづくりを」と同様に、佐同教の発信手法や機材等を活用・共有するシステムの実現にも継続して挑戦していきたいと考えています。

地域の人々と の連携・参画 を強化する

また、人権の学びを広く届ける手法として、住民・企業・市民団体・関係機関が参画する実行委員会形式の人権イベントの開催が有効であることは、これまでの市町の取組から明らかとなっています。また、人権イベントに人権をテーマとした映画の鑑賞会やトークイベントを組み合わせることで、幅広い世代への人権の学びを届ける取組も県内で行われています。

人権資源の 積極的活用を

さらに、人権課題の解決に取り組んでいる人・団体はもちろんのこと、災害被害者支援に新たに取り組んでいる市民団体や「子ども食堂」などの生活支援に取り組んでいる市民団体、子どもや住民の居場所づくりに取り組んでいる市民団体等との連携も考えられます。また、インターネット上の差別扇動を抑止したり、県民のネット・リテラシーを高めたりするには、法務局や労働局、人権啓発センターさがや NPO 法人、県警、弁護士等との連携も今後不可欠です。

地域のさまざまな人権資源(<u>※</u>)を積極的に活用し、人権の学びを広く届けていきましょう。

- ※人権資源 …… 人権に関するあらゆる資源(ヒト・モノ・コト)
 - -・ヒト(人権課題の解決に取り組んでいる人や団体など行政機関・民間団体含む)
 - ・モノ(人権に関する学習ができる場所や教材など)
 - └・コト(人権に関する取組や人権を支える法律・条例など)

(3) 人権の視点に立った行政の推進

行政が人権侵 害に加担して しまうことに も

2011年に発生した「戸籍謄本等の不正請求事件(「プライム事件」)」では、司法書士が偽造した「職務上請求書」を行政窓口に提出し、3年間で | 万件を超える戸籍や住民票を全国の自治体から不正取得しました。県内でも、この偽造を見抜くことができず、被害者を出してしまいました。また、同和地区や住民の国籍に関する問い合わせ事案に対し、行政窓口で不適切な対応がなされた事例も過去に発生しています。

行政職員の人 権意識が住民 の安心・安全 を守る

その一方で、インターネットの差別的な書きこみや情報発信をモニタリングしている市町や全職員による人権研修を実施している市町からは、問題事案に対し迅速に県対策課・人権啓発センターさがに通報が行われています。このような取組によって、その後法務局への申し入れなど、被害の拡大を防ぐための具体的な対応が行われました。このことから明らかになったことは、行政職員の人権認識の高まりがあってこそ、住民の安心・安全が守られるということでした。

また、昨年度 I 月に開催した実践交流会Ⅱの講師にお招きした菊池市人権同和教育指導員の平井靖彦さんから指摘された行政の責務 = 「差別をなくす展望を持った取組み」 = 行政職員の研修のスキルアップが指摘されました。大きな視点としてもち、活動に生かしていきましょう。

すべての市町 での人権研修 を実現するた めに しかしながら、県内各市町の状況を見たとき、"人権に関する庁内研修を実施したいが難しい"という声が多くの市町から届いています。すべての市町で、住民の安心・安全を重点課題としている中で、この状況は憂慮すべきものだと思われます。この問題は、行政職員が単独で改善できるものではなく、市政・町政の大きな課題です。佐同教社会教育部や県対策課、県人権・同和教育室および関係機関・団体とも協議しながら、「県新条例」もふまえ、すべての市町での人権に関する庁内研修の実現に向けて検討していく必要があります。

そのために、研修資料(佐同教ホームページ)の活用と充実を進めます。

できないこと を嘆かずに、 できることを 形に 新型コロナ・ウィルス感染症が収まらない中でも、庁内のイントラネット環境を活かし、オンラインでの庁内研修を実施したり、研修動画を配信しそれぞれが都合のいい時間「いつでも」「何度でも」を合い言葉に研修を受講したりするというような新たな取組も進められてきています。その他にも、庁内で「人権だより」を配布したり、庁内のメールや電子掲示板を活用した「じんけん通信」を発信したりした市町もありました。このような市町の取組は、できないことを嘆くのではなく、できることを見つけて形にしていくことの大切さを教えてくれています。2022年度から、佐同教社会教育部の強化をめざすプロジェクトチームを立ち上げました。さらに、社会教育部の組織強化をめざし社会教育部研究局を再建し、社会教育部充実に向けて動きも始まりました。今後とも、さまざまな取組を積極的に共有・活用し、「県新条例」の具現化と、県基本方針が掲げる「人権の視点に立った行政の推進」を実現していきましょう。

Ⅱ 具体的な課題

2 人権教育



「同和教育」 とは… 1965年に「同和問題の早急な解決こそ国の責務であり、国民的課題である。」という国の同和対策審議会答申が出され、1969年の特措法」の施行によって、部落差別の解消をめざしたさまざまな施策が進められました。教育現場では、被差別部落の子どもたちが差別によって学校に来たくても来られない状況があることに気づいた教師たちによって、家庭や地域に入り込み、差別に立ち向かう力を子どもたちに育てるための教育が生み出されていました。この教育が、同和対策事業特別措置法の施行をきっかけに「同和教育」として、全国に広がっていきました。「人権教育」という概念がこの国になかった時代、この「同和教育」がわが国における人権教育の土台となっていったのです。

全同教が 大切にして きたもの

1953年には「全国同和教育研究協議会(全同教)」が設立され、①学力保障、進路保障 ②反差別の集団づくり(自主活動)、③部落問題学習を柱に、同和教育の実践・研究が全国に広がっていきました。本県でも、1969年に県教育委員会より「佐賀県同和教育の基本方針」が策定され、同和教育推進教員を学校現場に配置して、同和教育の研究・実践がすすめられました。1970年には、県内公立学校の全教職員を会員とする「佐賀県同和教育研究会(県同教)」が、1974年には県内全市町の社会教育担当部署を組織した「佐賀県社会同和教育研究会(社同研)」が県教育委員会の主導で結成されました。これが、現在の佐同教の前身になっています。

人権教育が めざすもの

この同和教育の取組は、2002年に特別措置法が期限終了を迎えるにあたって、大きく 転換していきました。国は 2000 年に「人権教育・啓発推進法」を施行し、それまで積み 上げてきた同和教育を新たな人権教育・啓発として発展させていくという方針を打ち出 しました。これに対応し、法務省は 2002 年に「人権教育・啓発に関する基本計画」を策 定し、文部科学省は 2008 年までに「人権教育の指導方法の在り方について」という学校 における人権教育の指針をとりまとめました。本県においても、「佐賀県同和教育の基本 方針」を、現在の「佐賀県人権・同和教育の基本方針」として引き継ぐとともに、1998 年の「佐賀県人権の尊重に関する条例」の制定、1999年の「佐賀県人権教育・啓発基本 方針」の策定によって、国の方針への対応を図りました。このことを受けて、県同教お よび社同研も 2004 年に「佐賀県人権・同和教育研究協議会(佐同教)」に再編し、実践研 究の柱も文科省の方針に対応して、①人権が尊重される環境づくり、②人権が尊重され る人間関係づくり、③人権が尊重される学習活動づくりへと発展的に再編しました。「同 和教育」から「人権・同和教育」「人権教育」へと名称が変わっても、めざすものは同じ です。すべての子どもたちに、「どのような立場や環境にあっても、自信や誇りをもつこ とができるようにすること」「あらゆる差別をはね返し、自分の夢や幸せを実現する力を 育むこと」をめざしています。社会の情報化が進む中、人権教育は子どもたちが自己実 現を図るために不可欠な学びであることをふまえ、本県における人権教育を推進してい きましょう。

実践の

3つの柱

差別を はね返す力を



【(I) 人権が尊重される環境づくり

* **

① 職員研修の強化・充実

これまでの差別 事象から見えて くる課題克服の ための研修を 2023 年度は、学校現場における賤称語の不適切使用事案が3件発生しました。2023 年度5月に行った総会では「2022 年度に発生した差別事象の概要と課題」について研修を行い、差別事象や問合せ事案に対する対応の在り方や事象発生の背景を探る重要性、そのうえでの課題への向き合い方について研修を行い、学校現場での取組を呼びかけました。

本会では、これまでも総会並びに研修会や人権・同和教育担当者研修会、小6社会科担 当・中学校社会科担当者研修会の中で、これまでに発生した事象の課題とその後の取組 について発信を続けてきました。しかしながら、その発信が学校現場のすべての教職員 に届いておらず、授業改善につなげることができていない中、昨年度の事案にもつなが っています。

差別事象の課題を克服するための研修内容及び研修会の折に周知しています。しかし、その研修内容が全ての教職員まで届いておらず、職員研修の実施に至っていないところが現状です。差別事象の課題を克服するための取組は、差別を起こさせない、差別をなくすために全ての学校で行うことが重要です。佐同教では、差別事象の課題克服のための研修が各学校で確実に行うことができるよう、研修用資料の積極的な発信に努めます。

人権・同和教育 担当者研修の 充実を 現在の学校現場では、インターネット上の差別や性の多様性など、さまざまな人権課題についての教職員の認識をアップデートする研修や、経験年数が少ない教職員への研修機会の不足が喫緊の課題となっています。経験年数の少ない人が人権・同和教育担当者となることも増え、校内の人権・同和教育を意図的、計画的・継続的に推進していくために、担当者研修の在り方を見通していく必要があります。

校内で人権・同和教育を意図的、計画的に推進していくためには、子どもたちの実態や、地域性、職員や保護者の願いを把握したうえでの人権・同和教育全体計画と、それに基づいた年間計画を立て、全職員との共通理解を図って取組むことが重要です。そして、推進する旗振り役が人権・同和教育担当者です。しかし、推進役となる担当者が、人権・同和教育の推進に関する知識や認識の向上、学校の人権・同和教育推進体制づくり、職員研修の計画立案等、担当者としての必要な研修が十分に保障されているとはいえません。実際に、担当者からは、"校内でどのように推進していけばよいのか、分からない"という声があがっています。そこで、2024年度からは、佐同教からも各学校の人権・同和教育担当者を対象とした担当者研修や研修資料を提供できるよう、担当者の研修の充実に努めていきます。

すべての教職員 へ人権に関する 校外研修受講の 機会を 多忙化とともに教職員の世代交代が進む中、県内すべての教職員の人権意識をどのように高めていくかは、本会の大きな課題です。学校現場における差別事象から見えてく

る課題の一つに、教職員の人権や差別に対する認識の不十分さがあげられています。子 どもたちと共に正しく知り、学び合うためには、教職員が人権や差別に対して正しく知 り、認識し、その認識を深めることが必要不可欠であり、それが人権・同和教育の職員研 修であると考えます。

(a)教職員が人 権に関する研修 を受ける意義と 必要性の理解を 子どもたちは、授業時間だけでなく、学校生活全ての時間で、他者との関わりを通して人権意識や人権感覚を養っていきます。その関わりの中でも大きな影響をもつのが、教職員です。教職員一人ひとりが子どもたちにとって人権尊重のロールモデルとなりうるためには、教職員自身の人権尊重の精神の涵養を目的とする研修を主体的に積み、学び続けることが必要不可欠です。

(b)佐同教 研究 大会、実践交流 会への参加体制 づくりを 佐同教では、県内全ての学校に届いて欲しい職員研修として、佐賀県人権・同和教育研究大会、佐賀県人権保育研究集会、佐同教実践交流会を設定しています。中でも研究大会については、県内全ての学校の教職員に研修内容が行き届くよう、地域ごとに教職員の 10%を参加目標として提示しています。しかし、2023 年度の研究大会の各地域の参加体制を見てみると、全ての学校から参加できる体制づくりが確立されている地域はいくつかありますが、参加する学校が一部の学校に留まっていたり、参加者が全くいない学校が複数あるという地域もあります。その地域では、全ての学校に研修内容が行き届いていないということにつながっています。

佐同教では、研究大会全体会・分科会及び人権保育研究集会については、2021 年度からは集合開催だけにこだわらず、オンデマンド配信による開催も行うようにし、各地域にある人権・同和教育研究会を通じて周知、参加の呼びかけをしています。

さまざまな世代 の教職員が学ぶ ために 教職員の大量退職に伴い、ここ数年教職員の採用数が大幅に増えてきています。しかし、人権や差別に対する認識を深めたり、子どもの人権も大切にする関わり方を学んだりする研修を積む機会がなかなか得られずに不安や悩みを抱えているという声が多く聞かれます。実際、研修会の参加者には経験年数を重ねたベテランの教職員や級外、管理職の参加が少なくありません。

研究大会や実践交流会は、日々子どもと向き合っている実践報告に学ぶ研修であり、報告者の思いや願いに直接触れ、意見交流も行う研修会であり、最も重点を置いている研修です。2024年度は、研究大会全体会、分科会、人権保育研究集会及び実践交流会について、各地域の人権・同和教育研究会による参加体制づくりについて再確認し、全ての学校に研修内容が届く体制強化を図ります。そして、全ての教職員が校外の職員研修へ参加できるよう、教職経験が少ない教職員が視野を広げて学ぶ場として積極的に参加できるよう、各地域や校内での計画的な研修参加体制づくりを確立していきましょう。

校内研修の

充実を

学校の人権・同和教育を推進する"最大の環境は、教職員である"との言葉にもあるように、子どもたちの人権意識や人権感覚は、教職員の日々の言動に大きく影響されます。 教職員による子どもたちへの暴言や体罰、不適切な指導はいうまでもなく人権侵害行為です。それだけでなく、子どもの困り感や思いを把握せずに行う対応もまた、往々にし て無自覚に子どもを傷つけることにつながります。

(a)教職員の人 権意識・人権感 覚の把握を まずは、子どもと関わる教職員が、自分自身の人権意識・人権感覚を把握することが 大切です。他県では、教職員の人権意識・人権感覚についてのチェックシートが作成され、教職員の自己点検資料として活用されています。昨年度は県内でも人権感覚チェックシートを活用して職員研修を行い、教職員の人権感覚についての課題把握に努めた学校がありました。

2024 年度は、佐同教研究局と教育センターとの連携のもと、教職員が自身の人権意識・人権感覚について自己点検ができるよう、また、教職員集団としての課題を掴むために役立つチェックシートを作成し、職員研修で活用できるよう発信していきます。

(b)学校や職員 の実態に応じた 意図的・計画的 な職員研修体制 人権・同和教育担当者が各学校の人権・同和教育の推進の旗振り役であることは、前述しました。しかし、それは担当者だけが人権・同和教育推進の計画を立てたり、職員研修を企画したりするということではありません。全職員で、所属校の子どもや保護者、地域の実態から見えてくる人権課題を把握し、子どもたちや保護者に"必要な学びは何か"、"教職員に必要な研修は何か"を話し合うことで、自分事として所属校の人権課題に向き合い始めることになります。校内の人権・同和教育を全職員で推進するということは、計画の段階から全職員が関わり、計画する学びや研修のねらいが共有できていることが必要不可欠です。

人権・同和教育は、人権が尊重される環境づくり、人権が尊重される人間関係づくり、 人権が尊重される学習活動づくりの3本の柱で進めます。この3本柱は、教職員の職員 研修の柱にもなります。人権・同和教育の職員研修は、子どもたちのためである同時に、 教職員自身のために行う研修であることを理解しておきたいものです。

(c)幼保小・校 種間の連携を見 据えた職員研修 を 職員研修を組み立てる際、特に学習活動づくりの職員研修に関しては、校種間の連携を見据えた研修体制が不十分であるのが現状です。中でも、部落差別を解消するための学習活動に関しては、6年生の部落差別解消につながる学習に関しては、同じ中学校区の小学校であるにも関わらず、学習内容を揃えていないのが現状です。また、中学校側も小学校での学びを把握した上での学習活動づくりはできていません。小学校での人権・同和教育の学習履歴が小学校側から中学校側に引き継がれることもできていません。他の人権課題についても、同様です。

人権尊重の精神の涵養は、校種間を連携した学びの積み重ねの連続の中で育まれるものです。そのことを考えると、人権・同和教育の取組に関して校種間の情報共有を図り、自分の校種だけで組み立てるのではなく、担当者が校種間で連携して行っていくことが重要です。

(d)主体的に学 ぶ職員研修の企 画・運営を 子どもたちに主体的な学びを求める教職員もまた、主体的に学ぶ姿勢が求められています。具体的には、「新たな教師の学びの姿」として、

●変化を前向きに受け止め、探求心を持ちつつ自律的に学ぶという「主体的な姿勢」

- ●求められる知識技能が変わっていくことを意識した「継続的な学び」
- ●新たな領域の専門性を身に付けるなど強みを伸ばすための、一人ひとりの教職員の 個性に即した「個別最適な学び」
- ●他者との対話や振り返りの機会を確保した「協働的な学び」

が挙げられました。多様化する教職員の研修を企画する際、安全・安心な環境を実現す るのはもちろん、萎縮せずに意見を述べたり、前例や実績のないような試みに挑戦する 教職員を支援できる環境を醸成したりすることで、問題を教職員が一人で抱え込むこと なく、組織として最適な解を導き出すことが可能になると示されました。

これからの時代には、教職員自らが問いを立てて実践を積み重ね、振り返り、次へつ なげていく探求的な学びの実現のために研修実施者及び教職員自らがデザインしてい くことが必要であるといわれています。人権・同和教育推進のために求められている教 職員の姿はまさに、「新たな教師の学びの姿」に挙げられた姿勢であり、その姿が見られ るような職員研修を企画・運営していくことが必要です。

佐同教研究局員 の積極的活用を

県内には、各地域に人権・同和教育研究会があり、担当地域の人権・同和教育を推進す るために児童生徒支援教員が配置されています。児童生徒支援教員は、担当している地 域の人権課題を把握し、各学校の人権・同和教育推進のめに、担当者や地域の教職員へ必 要な研修を提供する役割があります。

また、佐同教研究局の児童生徒支援教員に関しては、佐賀県教育センターの人権・同和 教育担当所員と協力し、県内各地の学校からの職員研修や学校支援要請にこたえる役割 があります。

各地域の人権・ ŧ

各学校の人権・同和教育を推進するためには、地域の研修会や、佐同教研究局等を活用 **同和教育研究会** するなど、人権・同和教育の視点からの意見を取り入れることは重要です。その上で、積 極的な議論を重ね、一人ひとりの考えや思いを共有しながら進めていく職員研修にして いきましょう。

佐同教ホームペ 用を

人権・同和教育に関する研修資料については、佐同教から発出した研修資料や教材は **ージの積極的活** これまで地域の人権·同和教育研究会を通じて各学校に活用を呼びかけてきました。し かし、実際には教職員一人ひとりにまで情報が届いていないという課題がありました。 そこで、2023年度末に佐同教ホームページをリニューアルし、これまでも発信してき たさまざまな研修資料・教材に加え、県教育委員会人権・同和教育室及び佐賀県教育セン ターとの連携のもとに作成された研修資料や教材も一元化し、リニューアルした佐同教 ホームページから提供できるようにしました。近年、学校現場で発生している差別事象 の課題克服のための教材資料をはじめ、さまざまな人権課題に対応した最新の教材・資 料・研修動画も掲載しています。 佐同教会員は、 専用 ID とパスワードでアクセスするこ とができます。人権・同和教育推進の手がかりとして、職員研修や教材研究等に積極的に 活用していきましょう。

② 子ども支援体制の強化・充実

不登校の児童生 徒の現状

2023年10月に県教育委員会より公表された「令和4年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果によると、県内の不登校の児童生徒数はすべての校種で過去最多を更新しています。(令和4年度 小学校:669人、中学校:1,341人、高等学校 429人)。また、高等学校の中途退学者も 300人と増加傾向にあります。児童生徒の支援ニーズは多様化しており、学校における支援体制づくりは、年々ますます重要になってきています。

「学校・教職員 の願い」から、 「子ども・保護 者の願い」にも とづく支援を 全国および県内でも不登校児童生徒数(県内国公私立の小・中・高等学校)が増加しており、支援体制の充実が求められています。不登校のきっかけは多岐にわたり、支援するためには個々の状況把握が必要です。2023年3月の不登校に関する文部科学省の委託調査の結果では、不登校のきっかけについて、子どもと教員の認識に開きがあるという分析結果が出されました。

正確な状況把握のためにもケース会議の早期実施など、チームでのきめ細やかな支援が大切です。認識していることと行動がかけ離れれば、支援の意味を成しえません。「学校・教職員の願い」は、「子ども・保護者の願い」と共にあるという認識の上、必要な子どもに必要な支援を届けるために、県内の様々な支援機関・支援団体との連携についても強化していく必要があります。

子どもにお金で 進学をあきらめ させないために

進路保障の課題に関しては、政府の後押しもあり、賃金上昇の機運は高まっているものの、顕著な円安と物価高による家庭経済への影響は深刻になると思われます。さらに、厳しい状況の家庭ほど、さまざまな支援情報や支援施策が届きにくいという現実もあります。2020 年 4 月には、国の「高等教育の就学支援新制度」がスタートしました。要件を満たせば、大学や専門学校への進学に関して、①授業料等減免、②給付型奨学金という2 つの支援を受けることができます。佐同教環境づくり研究委員会では、毎年最新版の奨学金・就学支援パンフレットを作成し、本会ホームページで公開しています。このパンフレットを作成する中で、早めの情報発信をこのパンフレットの活用の充実を図ると共に、奨学金については佐同教社会教育部において検討を重ねていきたいと考えています。

公正な入学支援 や採用選考を実 現するために

公正な入学試験や採用選考を実現するにあたっての課題は、入学支援に関わる提出書類や面接時の不適切質問の防止、就職時の違反質問や不適切質問の防止です。2023年度には、大学・短大・専門学校等への進学時の不適切質問・書類・検査の発生が、県内で3件(前年度15件)、県外で12件(前年度31件)発生し、前年度より、大幅に減少しました。しかし、学費・アルバイト・愛読書・尊敬する人に関する項目は他に比べるとあまり減少に転じ得ない状況です。就職時の違反質問・不適切質問については、県内で17件(前年度25件)、県外で4件(前年度13件)と、県内外ともに減少しましたが、依然として家族関係についての質問が県内で9件(前年度12件)、県外で3件(前年度

7件)となっています。その他、詳しい住所・思想信条に関する質問もゼロになっていません。

生徒に「学校の 指導により、お 答えできませ ん。」との回答 を なお、違反質問や不適切質問に対し、「その質問には学校の指導によりお答えできません」と回答した生徒もいますし、生徒の受験報告書の内容に関する学校での「校内関係者会議の実施」は昨年に引き続き100%、「事業所への事実確認」の取組は43%となっています。このような学校での取組を強化しながら、五者協議会(佐賀労働局、佐賀県産業労働部、佐賀県教育委員会、佐賀県高等学校教育研究会進路指導部会、佐同教)において、改善に向けた取組を協議・推進していきたいと考えます。また、中学受験時の面接や中学校での面接練習についても研修を呼びかけ、不適切な事例がないように働きかけていきます。

彩志学舎(夜間 中学校)設立に 伴う学び直しの 保障と進路保障 2016年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保に関する法律」が成立しました。この法律によって、全ての地方公共団体に、夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることを義務付けられ、「学び直し」保障のはじまりとされています。学ぶ機会の保障は、教職員として常に心掛けることであり、夜間中学校でなくとも同様に努めて行動することが求められます。さまざまな目標に向かう生徒を応援することが普遍的な学校へしていきましょう。進路保障に関しては、「人権・同和教育の総和」であると言って久しいものですが、高等学校だけのことではありません。乳幼児期の段階から学びのための費用がかかっています。幼保・小・中含めて取りこぼすことなく社会進出まで継続した子どもの進路保障のための体制づくりを行うとともにヤングケアラー、不登校児の支援など子どもの学ぶ機会をうばわれることのないよう取組を進めていきましょう。

人権総合学習の 充実・発展を 市町の社会教育担当部署と連携し、地域で差別をなくす核となる児童生徒を育てるための「人権総合学習事業(以下、学習会)」に取り組んでいる小・中学校があります。近年、この学習会に参加する児童生徒の数は減少傾向でしたが、学校で公募するなど新たな取組も模索されてきており、参加する児童生徒が増加した学習会もありました。このように小・中学校において、学習会の活動を充実させ、確かな人権認識をもった児童生徒たちが互いにつながり合いながら高校や社会の中で活躍できるようにすることをめざして、2024年度も県内の交流会を開催していきたいと考えています。

人権総合学習の充実・発展に向けては、社会教育部署が主幹であることから、本事業の意義やこれからの展望・方策について、今後も引き続き協議を進めていく必要があります。



◆ (2) 人権が尊重される人間関係づくり

佐同教がめざす 「人間関係づく り」とは… これまで、差別やいじめは、多くの子どもたちの命を奪ってきました。そこには、安心を奪われ、自信を奪われ、居場所を奪われた子どもたちの姿がありました。一人でもありのままの自分を認めてくれる仲間がいれば、自らの命を失うことはなかったはずです。佐同教がめざす人間関係づくりとは、すべての子どもたちに「ありのままの自分を認めてくれ、悩みを相談し、ともに考え行動してくれる仲間」「安心して自分らしくいられる場所と時間」つまり、「子どもの命(人権)を守る営み」なのです。決して、「みんな仲よくしましょう」「けんかをしないようにしましょう」などという「心がけ」や「思いやり」によって成り立つ営みではありません。

① 安心感や信頼感を育む人間関係(仲間)づくり

② いじめや差別を乗り越えることができる集団づくり

人権・同和教育の実践が明らかにしてきた人間関係づくりを育む道筋

半世紀にわたる同和教育の中で、この人間 関係(仲間)づくりの取組は、「反差別の集 団づくり」「自主活動」として実践研究が積 み上げられてきました。

子どもたちが自分の思いやくらしをみつめ、それを語り伝え合うことを通して、問題を共有し自分たちの力でその問題を乗り越える「仲間」としてつながる実践の道筋を、「見つめる」「語り合う(伝え合う)」「つながる」という3つのキーワードでまとめました。この人間関係(仲間)づくりの取組は、目の前の子どもたちをつなぐ糸として教育活動に活かしていこうとする教職員の地道な取組なしには実現しません。経験年数の少ない教職員が増えてくる中、今まで同和教育の

人権が尊重される人間関係づくり



【土台】教職員の人権感覚・人権意識

中で積み上げられてきた人間関係(仲間)づくりの実践を広く提供し、会員一人ひとりが実践していくことは、現在推進しようとしている取組において不登校やいじめを克服し、主体的・対話的学びや主権者教育をめざす今の教育にとって、更に重要なものになってきているのではないかと感じます。

(a)自分の思い やくらしを「見 つめる」 人間関係づくりのスタートは、教職員が一人ひとりの子どもの思いや願い・くらしを つかむことから始まります。子どもの思いや願い・くらしをつかもうとする教職員の姿 勢は、子どもに対する見方や関わり方を豊かにするだけでなく、子どもや保護者の中に 信頼感や安心感を育みます。子どもたちの日々の言動を分析したり、日記や個人面談な どしたりしながら子どもたちの人間関係を把握することが重要です。このような取組が、 子どもたち自身が自分の本音や他者の気持ち、自分たちの生活にある問題を見つめる力 を育むことにもつながります。

(b)互いの思い やくらしを「語 り合う(伝え合 う)」 「見つめる」取組の中で、子どもたちの中の思いや願い・くらしが見えてきたとき、それを伝え合う場を創り出していくことによって、子どもたちどうしをつないでいくことが可能になります。「語り合う(伝え合う)」場は、必ずしも集団全体の場ではなく、似たような思いや願い・くらしを抱えている子どもどうし、子どもがつながりたいと願っている友だちというように個別に伝え合うことから始めることが有効です。個と個のつながりを創り出すことが、子どもたち中に安心感や信頼感を育んで行きます。

また、日常的に起こる子どもどうしのトラブルも、「語り合う」大切な場になります。 トラブルが起こった際に、まわりの子どもたちも巻き込んで、事実を確認し、互いの思いを伝え合う場にすることで、子どもたちが互いの感じ方の違いや真実を確かめる大切さ、折り合いのつけ方などを学び取っていきます。日常生活の中のトラブルを「自分事」として捉え、積極的に人間関係づくりの学びに変えていきましょう。

(c)自分たちの 願いを、自分た ちで実現する 「つながる」 「語り合う(伝え合う)」取組は、時に特定の相手に対する不満や偏見につながる可能性があります。この危険性を回避するためには、語り合いの中でどこに問題があるのか、自分たちの本当の願いは何か、その願いを実現し問題を解決していくための最善の方法は何かということまで考えて、行動していく力を育むことが重要です。ともに問題を乗り越える「仲間」として行動し、成功体験が得られたとき、子どもたちの中に真の行動力が育まれます。これが、仲間とともに差別を乗り越え、未来を切り拓いていく力を育むことにつながるのです。

幼・保・小・中・高の発達段階を問わず、人間関係づくりの力は全ての子どもたちが 必要としている学びであり、実体験を通してしか学ぶことができないものです。しかし、 教職員の多忙化などにより、子どもたちが自分たちで問題解決する時間の確保が難しい 状況があります。また、経験年数の少ない教職員の増加で、子どもの思いや願い・くら しを「見つめる」ことが充分にできていない現場も数多くあります。

教職員が自らを 「見つめる」こ とも… まず、教職員が「見つめる」活動でつかんだ子どもの思いや願い・くらしを全職員で 共有し、人間関係づくりに取り組むことが第一歩と考えます。「見つめる」「語り合う(伝 える)」「つながる」の3つのキーワードを全教育活動に位置づけていきましょう。

同和教育の成果 の共有と新たな 手法・活動の内 容づくりを 上記のような課題を踏まえ、研究大会第3分科会での実践交流や佐同教人間関係づくり研究委員会等で、同和教育が積み上げてきた成果の共有や、新たな体験的参加型学習の手法、多様性を共有する教育活動の開発などに関する研究と発信をすすめていきたいと考えます。

子どもたちに いじめを乗り越 え、防止する力 を育むために いじめは、学校における最大の人権侵害であるといえます。現在もいじめを原因とする子どもの自死事件が絶えず報道されています。いじめの克服抜きに、人権が守られる学校づくりはありえません。いじめの防止に向けては教職員の基本的な認識が最も重要であることに加え、子どもの人間関係づくりに関わる問題でもあります。おとなだけで解決するのではなく、「いじめはなぜ起こるのか」「いじめの集団構造をくずすためには、どうすればいいのか」を考え、子ども自身にいじめを乗り越えたり、予防したりする力を高めていくことを提起しています。「差別をしない」子どもから「差別をなくそう」とする子どもの育成が必要です。そのためには、各学校、クラスの子どもたちの状況を把握した上で、計画的な実践の積み重ねが大切になってきます。いじめを防止する学校の教育力を高めるために、研修資料や教材を積極的に活用し、教職員の認識や対応力を身につけることが課題となっています。また、まわりの子どもたちが仲間づくりで身につけた問題を解決する力を引き出す取組を継続的に行うことで、子どもたちの中にいじめを乗り越える力や未然に防ぐ力が育てる集団づくりにつなげていく必要があります。

ネット・リテラ シー教育を通し て、主体的な判 断力を

子どもを、被害 者にも加害者に もさせないため の法教育を 現在のいじめについては、SNS 等のインターネット上でも広がっており大きな問題となっています。つまり、子どもたちに確かなネット・リテラシーを育むことが、いじめ防止のために必要不可欠になっているということです。子ども達に「情報を主体的に判断できる力」と「責任を持って情報を発信する力」を育てるために佐同教のホームページに掲載された教材を参考にし、時代に合わせた教材の開発に取り組んでいきましょう。

2022年4月に文部科学省の「学校教育における人権教育調査研究協力者会議」より出された「人権教育を取り巻く諸情勢について」という報告書(改訂版)において、人権教育の中に「悪質な差別的取扱い等を行った者には法的責任が問われ得ること等も含めて周知(徹底)を(報告書 21 ページより抜粋)」と示されています。つまり、人権教育の中に「法教育」を取り入れていくことが必要であると提言されているのです。「法教育」を取り入れることで、子どもたちの中に「集団のルール」についての理解を深め、自分たちでルールをつくっていく自治的素地を育成することにつながる可能性を秘めています。

このようなことから、子どもたちが、自分たちの力でいじめや差別を乗り越えられる力を身につけさせるためにも、「差別をなくす集団づくり」、「ネット・リテラシー教育」や「法教育」をふまえた児童生徒の自治的集団づくりの実践に積極的に取り組んでいきましょう。



(3) 人権が尊重される学習活動づくり

① 差別を乗り越えるための確かな認識と展望を育む人権学習づくり

中学校における 賤称語の不適切 使用事象の課題 とは… 2(I) ①の項で、2023 年度に発生した3件の賤称語の不適切使用事象において、発言した生徒の認識や、それまで行われた学習を通してまわりの生徒がもっていた認識についてふれました。再度、以下に掲載します。

【発言した生徒の意識・認識】

- ◆「先生が使ってはいけないと言った言葉を使えば、盛り上がるだろう。」
- ◆「友人をバカにしたり、攻撃したりするために使った。」

【まわりの生徒の意識・認識】

- ◆「差別された人はかわいそう」 ◆「差別はなくならないと思う」
- ◆「差別せずに受け入れるべき」 ◆「差別は怖い」
- ◆「賤称語を教えるべきではない」

なぜ、生徒たちはこのような認識をもつに至ったのでしょうか。学習の内容にどのような課題があるのでしょうか。事象発生校とともに協議し、整理してきた課題は次のようなものでした。

「禁句指導」の 限界

これまで事象が発生したすべての学校で、「この言葉(賤称語)で今も傷つく人がいるので、この言葉は使わないようにしましょう。」という指導が行われていました。このような指導を「禁句指導」と捉えています。この禁句指導によって、「使わない」「使いたくない」と素直に受け止める生徒が大多数です。しかし、その一方で「先生が使ってはいけないと言ったから、先生を困らせるために使おう。その場が盛り上がるかもしれない。」「この言葉を使えば、相手をバカにしたり、攻撃したりできる。」「上下関係や力関係で、弱い立場の人を象徴する言葉」と捉えた生徒がいたことも事実です。

人権や差別に対 する教職員の認 識の課題

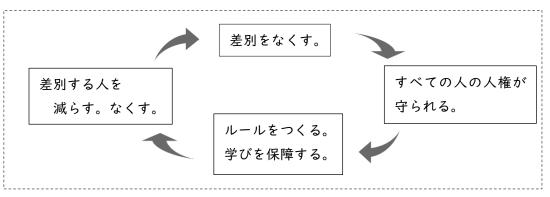
これまで、多くの学校では「差別やいじめはこんなにひどいものである。だから、しないようにしましょう。」「差別は今も残っている。これは、不条理なことでなくしていかなければならない。」ということを児童生徒に訴えかける形で人権に関する学習を行ってきました。これが間違いであったとはいえませんが、その一方で「差別された人はかわいそう(だけど、自分は差別しないので関係ない)。」「そのような差別は怖いから、関わらないようにしよう。」「これまでも差別はなくならなかったので、これからもなくならないと思う。」「差別の仕方を教えているのと同じだから、教えない方がまだいい。」というような認識を児童生徒にもたせてしまっている現実も明らかになっています。差別される人には同情するが、「どうすれば差別はなくせるのか」という展望をまったくもつことができていません。

このような背景には、学習を仕組む教職員自身の認識が大きく関わっています。「人

教職員の人権や 差別に対しての 認識を高める 権」とは自然に与えられたものではなく、差別による多くの犠牲とそれに対するたたかいの上に勝ち取られてきたものであることが理解されているでしょうか。今、わたしたちに保障されているさまざまな人権(権利)は、差別とたたかってきた人々の努力によって一つ一つ勝ち取られてきたものであることを理解し、そのような人々の努力や生き様・成果を学習活動に反映させることができれば、児童生徒たちは「差別された人=同情すべき人」ではなく、「わたしたちの人権を勝ち取ってくれた人々」に変わるのではないかと考えています。そのようにして勝ち取られてきた権利は、これからも自分たちの不断の努力によって守り続けていくことが、公民的資質を育てることにもつながっていくのではないでしょうか。

また、現代社会(世界)は、1948年に国際連合で採択された「世界人権宣言」に基づき、差別を解消し、人権が確立された社会づくりをめざしてきました。「差別は、する人がいるから起こる」「差別は、する人もされる人も誰も幸せにしない」「差別をなくそうとすれば、みんなの幸せにつながる」という差別の本質を踏まえ、現代社会(世界)は、以下のようなサイクルで差別解消と人権確立をめざしています。

差別をなくして いくサイクル



このような社会や世界の動きを理解すれば、「差別はなくすことができる」という展望や、自分自身がこのような社会の一員であることへの自覚を児童生徒に育てることができるのではないでしょうか。

全教職員で事象 の課題を考え、 指導方法改善へ の取組を 「I はじめに」の中で、2022 年度に高等学校で発生した差別事象の概要と課題についてふれています。その課題は、上記の中学校現場での賤称語の不適切発言事象の課題とも重なっており、「人権について学ぶ意義」をまず教職員の中で共有し、そのことを子どもたちが人権学習の中でつかみとっていくような学習活動づくりが求められています。佐同教では、2022 年度の総会研修会において「中学校現場での賤称語の不適切使用事象はなぜ起こるのか」という資料を配付しています。また、課題解決に向けた授業プランを佐同教ホームページ上に掲載しています。県内で発生した差別事象の課題をふまえた授業改善を、全校種・全学校で推進していきましょう。

② 生き方に出会い、行動力を育む学習の場づくり

キャリア教育と 人権教育

前ページでふれたように、これからの人権の学習においては、差別とたたかい人権を勝ち取ってきた人々の生き様や成果に学ぶことが重要になってきています。このような学びは、人権学習だけでなく、「キャリア教育」の充実にもつながるものであると考えています。

2011年1月に中央教育審議会より「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」という答申が出されて、10年が経過しました。ここでは、キャリア教育について以下のように示されています。

【「キャリア教育」の内容と課題】

- ○人は、このような自分の役割を果たして活動すること、つまり「働くこと」を通 して、人や社会にかかわることになり、そのかかわり方の違いが「自分らしい生 き方」となっていくものである。
- ○このように、人が、生涯の中で様々な役割を果たす過程で、自らの役割の価値や 自分の役割との関係を見いだしていく連なりや積み重ねが「キャリア」の意味す るところである。 < 中央教育審議会答申 > (17 ページより抜粋)

自分らしい 生き方のために (生き方の

モデル)

人権教育の中で、差別とたたかい人権を勝ち取ってきた人々の生き様や成果を学ぶことは、差別解消に向けた展望をつかむだけでなく、社会の中の問題を解決し多くの人の幸せにつながる新たな価値を生み出したり、「自分らしい生き方」を実現したりしていく上での「生き方のモデル」ともなり得る可能性を秘めています。価値観が多様化し、AI(人工知能)が発達してきた現代において、児童生徒がより「自分らしい生き方」を見つけ出すためにも重要な教育内容になるのではないでしょうか。

人の「生き方に 学ぶ」学習教材 づくり

本会では、2020 年度より小・中・高を通じた「人権学習カリキュラム」の教材開発に取り組んでおり、教材開発にあたっては「キャリア教育」や「主権者教育」もふまえながら「人の生き方に学ぶ」学習づくりをめざしています(中学校教材、高等学校教材については、現在作成中。)このような教材を積極的に活用し、児童生徒の生き方につながる人権学習を創りあげていきましょう。また、県教育委員会が作成した、佐賀県版人権教材 DVD「ジンちゃん ケンちゃんと一緒に学ぼう!」の周知と活用を、引き続き広めていきます。すべての学校へ配布されているこの教材からは、差別をなくしていくためのヒントと展望がみえてきます。活用にあたっては、事前に職員研修を必ず実施し、賤称語発言事象の課題を共有して、教材に登場されている県内の方々の生き様を輝かせることができるような活用をめざしていきましょう。

人権学習の中で学んだことや人の生き方との出会いを児童生徒の行動力や発信力に つなげていくことも重要です。県内の学校においても、人権学習での学びをもとに児童 人権の学びを児 童生徒の行動 カ・発信力につ なげる 生徒が「人権劇」として校内や地域に発信していく取組が少しずつ広がってきています。「人権劇」に取り組んだ児童生徒たちは、その取組が賞賛されることを通して、自己有用感を味わったり、また自分たちにできることを行動・発信したいという意欲を高めたりした姿が報告されています。本会では、小・中学校で取り組まれた「人権劇」のシナリオの提供を受け、ホームページで公開しています。このような資料を活用しながら、人権の学びを児童生徒の行動力・発信力につなげていきましょう。

Ⅱ 具体的な課題

3 人権のまちづくり



県政・まちづく りのテーマと人 権 佐賀県知事が掲げる県政のテーマは、「人を大切に、世界に誇れる佐賀づくり」です。県内 20 の市町でも「安心・安全」「生きがい・住むよろこび」「誇りうるふるさと」などが、まちづくりのメインテーマとして掲げられています。これらの県政・まちづくりのテーマを実現するためには、あらゆる差別の解消と人権が確立された地域づくりが不可欠です。このようなことから、佐賀県として、「I はじめに」でふれた「県新条例」が制定されました。「新条例」では本県の課題であった「県民の人権意識の向上」と「差別行為の抑止」にも踏み込んだ内容になっています。今年度はこの「県新条例」の内容について、さらに啓発に取り組み、まちづくりに向けておこりうる人権課題へ活かしていく必要があります。

「県民意識調 査」から

2020年、新型コロナウイルス感染症の広がりで、県内でも感染者への誹謗・中傷や家 族や医療従事者への排除などの行為が発生しました。感染者に対するこのような行為は、 半世紀以上前にハンセン病問題や公害問題でも発生しており、わからないものに対する 差別意識が十分に克服されていないことが明らかになっています。このことは 2021 年 に調査がなされ、2022 年度に報告がなされた今回の「人権に関する県民意識調査」でも 明らかです。新型コロナウイルス感染症に関する人権侵害について、起きていると思わ れる人権侵害の最も多いものとして、「インターネット上での誹謗中傷や誤った情報を 掲載されたりすること」の 54.5%となっており、社会的風習について、結婚式は「大安」 が一番よいについて、「当然のこと」「おかしいが、自分だけ反対しても」「わからない」 を合わせると 85.3%となります。また、「友引」の日に葬式をしてはいけないについても、 「当然のこと」「おかしいが、自分だけ反対しても」「わからない」を合わせると 85.2% です。今回の新型コロナウイルスに関連した差別事案の背景には、県民の確かな人権認 識や主体的な判断力が薄れていることが一因となっていることが考えられます。2026年 には、「丙午(ひのえうま)」がめぐってきます。前回、1966年の「丙午」の際には、出 生率が大幅に低下しました。命が奪われてしまったということです。このままの状況で は、再び同様の事態を繰り返す可能性があります。県民意識調査の結果を受け、迷信で

(丙午)

(六曜)

その他の人権課 題への県民意識

また、人権を守るために必要なこととして、女性の人権については「男女がともに、働きながら、家事や育児・介護などを両立できる環境を整備する」77.9%、高齢者の人権に対しては「高齢者が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりを進める」61.8%、障がい者の人権については「障害者が暮らしやすいまちづくりを進める」66.8%、外国人の人権については「外国人のための各種相談機能を充実する」47.7%と、いずれも最多となっており、行政やまちづくりに関するものについて特に課題としての意識が高いものとなっています。これらのことについて、行政や各種団体と連携して課題を克服していく必要があります。

あるという発信を繰り返し行い、徹底していくことは非常に重要です。

差別行為の 抑止の課題

(佐賀メルカリ 事件)

(差別されない 権利)

県民、企業、 CSO 等との連 携・共同による 人権のまちづく りを

人権教育・啓発に関する国の基本計画では、教育・啓発の実施主体間の連携を促進するため、「人権啓発活動ネットワーク協議会」等の既存組織の強化はもとより、1. 幼稚園、小・中・高等学校などの学校教育機関及び公民館などの社会教育機関と、法務局・地方法務局、人権擁護委員などの人権擁護機関との間における連携、2. 各人権課題に関係する様々な機関との一層緊密な連携、3. 公益法人や民間のボランティア団体、企業等との連携の可能性やその範囲についての検討など、新たな連携の構築のための取組を求めています。

今回の「人権に関する県民意識調査」で、関心がある人権問題のトップは「インター

ネットによる人権侵害」であり、前回調査を 15%以上上回る 58.4%でした。本県では、2020 年 12 月から 2021 年 1 月にかけて、県外の人物が県内地域の動画を無断で撮影するといるに、差別的な解説を加えてインターネット上で公開するという事件が発生しました。この人物は、以前より差別的な情報をインターネット上で拡散しており、2019 年に

本県で発生した「佐賀メルカリ事件」を引き起こすきっかけとなったサイトをつくって

いたのもこの人物でした。2016年に被差別部落の全国地名リストである「全国部落調査」の復刻版を出版しようとたくらみ、出版の差し止めおよびインターネットからの削除を求めて裁判となりました。その結果、2021年9月に、東京地裁が「地名の公表は違法」という立場から出版の差し止めとネットからの削除を言い渡す判決を出し、2023年6月には、東京高裁も、出版の差し止めとインターネットからの削除を命令する判決を言い

渡しました。とくに高裁は、裁判で大きな争点になっていた「差別されない権利」を実 質的に認め、被差別部落の地名公表は「不当な差別を受けることなく、人間としての尊

厳を保ちつつ平穏な生活を送ることができる人格的な利益」を侵害するものだという画期的な判決を出しました。東京高裁は「ウェブサイトへの掲載、書籍の出版、出版物への掲載、放送、映像化(いずれも一部を抽出しての掲載等を含む)等の一切の方法による公表をしてはならない」(主文)と判示しました。しかし、原告はまったくこれを無視し、掲載し続けています。本県においても、県・佐同教・市町が連携して削除要請を行ったほか、全国的なインターネット署名などの動きによって、2022年 II 月、YouTube 上の差別動画の多くが Google 社によって削除されました。しかしながら、未だすべての差別動画の削除は実現できておらず、同様の行為を模倣する人物も出てきています。「県新条例」では、差別行為を禁止し、相談や救済体制についても、踏み込んだ規定が整備されています。県民の安心・安全を守るために、「県新条例」を周知し、まちづくりへの

また、「県新条例」の第2条には、次のように示されています。

(県の責務)

(県の責務)

課題に生かしていきましょう。

第2条 県は、前条の目的を達成するため、国、市町、関係機関等と連携協力し、行政 のあらゆる分野において、教育及び啓発をはじめとした人権が尊重される社会づく りを進めるための施策(以下「人権施策」という。)を実施するものとする。 示されており、加えて第5条には、「事業者」責務が規定されています。

(事業者の責務)

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、自らが、人権が尊重される社会づくりの担い手であることを認識し、 人権意識の高揚に努めるとともに、従業員その他の関係者の人権を尊重しなければ ならない。
- 2 事業者は、人権が尊重される社会づくりを進めるため、従業員の人権意識の高揚を 図る等、その事業活動において、人権尊重の視点に立って取り組むとともに、県が 実施する人権施策に協力するよう努めるものとする。

このような連携については、「佐賀県人権教育・啓発基本方針 [第二次改訂]」には、 以下のように示されていました。

(県民,企業,CSO 等との連携)

【県民、企業、CSO等との連携】

人権侵害の早期発見や保護を図るためには、地域住民の協力が不可欠です。また、企業やNPO法人、市民活動・ボランティア団体等のCSO*が行う人権に関わる広範な自主的活動は、機動性、柔軟性に優れるという特性を持っており、様々な人権の各個別課題の解決にとって大変重要なものです。

このことから、今後さらに県が行う人権啓発事業において、県民や企業、CSO*等の企画への参画や事業の共催などの連携・協働を図ることによって、人権教育・啓発や相談・支援などの取組を推進し、県民参加型の効果的な啓発活動を行います。また、これらの自主的・主体的な取組を促進するため、人権に関する情報や活動の場の提供など、その支援に努めます。

*CSO … 「Civil Society Organizations」(市民社会組織)の略。佐賀県では、NPO法人市民活動・ボランティア団体(以上志縁組織)に限らず自治会、婦人会、老人会、PTA (以上地縁組織)といった組織・団体を含めて「CSO」と呼称している。

県内には、人権に関わるさまざまな機関・団体があり、さまざまな活動が行われています。これから「県新条例」がめざす関係機関等との連携を実現していくためには、人権啓発センターさがを中心に、佐同教が連携して、県内のさまざまな機関・団体・事業所等との人権ネットワークを構築していくことが必要です。このようなネットワークは、差別の防止のみならず子どもや家庭への支援充実にもつながります。



✓ (I) 法律や制度を活用した人権ネットワークづくり

人権に関する法 律や制度の発 信・活用

本会では、2011年に大幅な研究体制の改革を行い、国の「人権教育・啓発推進法」や 文科省「とりまとめ」、県「人権教育・啓発基本方針」に対応してきました。また、2016 年には「部落差別解消推進法」などいわゆる「差別解消三法」が成立・施行されたこと を受け、この法律の周知徹底にも取り組んできました。加えて、「子どもの貧困対策の推 進に関する法律」「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進 に関する法律」「佐賀県パートナーシップ宣誓制度(2021年8月施行)」など差別防止や 多様性の尊重、生活や進学支援に関するさまざまな制度が打ち出されてきています。さ らに 2024 年度は昨年の「県新条例」の周知徹底、同年の「性的指向及びジェンダー アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(通 称:LGBT 理解増進法)」・「子ども基本法」とさまざまな人権に関する法律や制度を 積極的に県内で発信・活用していく取組を進めていきます。

人権に関する情 報収集と人権ネ ットワークづく IJ

また、人権に関するさまざまな情報、支援機関・団体に関する情報を県内外から収集 し、発信していくとともに、県「人権啓発センターさが」や法務局・労働局などの関係 機関・団体とのつながりをつくることで、県民が相談できる人権ネットワークづくりに 取り組んでいきます。



(2) 地域ごとのネットワークとチームワークづくり

エリア研究会活 動の充実

本会では、各地域の人権・同和教育研究会を中心にエリア研究会活動を組織してきま した。このエリア研究会は、地域の社会教育・学校教育関係者だけでなく、地域のさま ざまな立場の方々にも参加してもらって、研究大会分科会への地域からの実践報告をサ ポートしたり、地域住民や児童生徒に対する支援や地域の問題を解決するために連携・ 協働して取り組んだりすることをめざしています。地域レベルのネットワークとチーム ワークを構築することができれば、より迅速にさまざまなニーズに対応することができ ます。そのために、エリア研究会活動が盛んな地域の取組を県全体に発信するなど、 今後も継続してエリア研究会の充実をめざしていきます。

研究大会「第5 分科会」「展示 と交流」を通じ たつながりづく

研究大会第5分科会では、県内の各地域の人権に関わる機関・団体・事業所の実践を 報告していただき、人権ネットワークづくりを推進しています。また、研究大会分科会 が、県内最大の実践交流の場であることを活かし、開催地域の福祉作業所や市民団体の 活動アピールの場として提供する「展示と交流」の取組を実施してきました。2024 年度 も、これらの取組を継続し、地域のネットワークとチームワークづくりに寄与していき たいと考えます。

~ 行動すれば、仲間は増える ~



"誰もが生まれ てきてよかった と思える社会を 実現しよう"

(佐同教テーマ)

"誰もが生まれてきてよかったと思える社会を実現しよう"、これは佐同教のメインテーマです。県新条例の名称は、「全ての県民が一人一人の人権を共に認め合い、支え合う社会づくりを進める条例」です。めざすところは、同じであるといえます。ここ数年来、社会全体における人権感覚の向上を実感する場面が増えてきているのではないでしょうか。しかし、社会全体における人権感覚は向上しているにもかかわらず、めざすところへは到達していないのが、現状です。なぜだと、みなさんは考えますか。

多数派の行動が カギ つらい思いをしている少数の人が"つらい"と伝えやすい社会であるか。多数である 周囲の人が「知識から認識、そして行動」する社会であるか。いずれも、社会のあり様 です。被害者の味方になることは、加害者の敵となることとは違います。被害者と同じ く、加害者にも寄り添うことが必要な場合が多いからです。差別を「しない」人にとど まるか、差別を「なくす」行動をとるか。

会員として 県民として 行動すれば、仲間が増えていきます。仲間が増えると、さらに行動しやすくなります。例えば、仲間が増えると、多様な価値観にふれたり、多様な年代・分野の人と対話したりして情報収集の機会が増えます。仲間が増えると、どのような行動をとればよいのかアイデアを共有できます。仲間が増えると、課題解決をめざして行動するようになります。"誰もが生まれてきてよかったと思える社会を実現"するため、これまでの佐同教の研究活動を、会員全体でさらに充実・進化させていきましょう。

国スポ・全障スポ(スポーツと 人権) 2024 年、本県において、「全国障害者スポーツ大会」が開催されます。この大会は、 障がいのある選手が競技を通してスポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障がい に対する理解を深め、障がいのある方の社会参加の推進に寄与することを目的として開 催されます。スポーツをすることは、人権のひとつです。オリンピック憲章にも、「権利 および自由は人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、 国あるいは社会のルーツ、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類 の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない」とあります。障がいのあ る人もない人も、共にスポーツを楽しむことができること、すべての人の社会参加の実 現について、佐賀県から発信していきましょう。

研究大会 2024

九州地区 夏期講座 2025 2024年度の研究大会分科会は、唐津市・玄海町において開催する予定です。この「研究のビジョン 2024」に示した課題をふまえて、充実した大会にしていくことをめざします。2025年には、九州地区人権・同和教育夏期講座を本県において開催します。このことを見据え、本県の人権教育・啓発・まちづくりを充実・発展させ、県内外に発信していきましょう。